

議案第52号関連資料

明石市債権の管理に関する条例及び

明石市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正目的

地方税法の一部改正に伴い、地方税法に準じた延滞金の規定を有する条例について、その一部を改正しようとするものです。

2 改正する条例

明石市債権の管理に関する条例

明石市後期高齢者医療に関する条例

3 改正内容

延滞金に係る用語の整理

地方税法において延滞金に係る用語が整理されたことから、各種料金等の延滞金についても同様の整備を行います。

(参考)

	延滞金(納期限から1月)	延滞金(納期限から1月経過後)
現行	特例基準割合(平均貸付割合+1%) + 1%	特例基準割合(平均貸付割合+1%) + 7.3%
改正後	<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)</u> + 1%	<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合+1%)</u> + 7.3%

4 施行期日

公布の日

以上